

令和3年度答申第73号
令和4年2月17日

諮問番号 令和3年度諮問第78号（令和4年1月27日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条1項に基づく入院措置に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、A知事（以下「処分庁」という。）から、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）29条1項の規定に基づき、入院措置の処分（以下「本件処分」という。）を受けたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）精神保健福祉法23条は、警察官は、職務を執行するに当たり、異常な拳動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない旨規定する。

(2) 精神保健福祉法 27 条 1 項は、都道府県知事は、精神保健福祉法 22 条から 26 条の 3 までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医（精神保健福祉法 18 条 1 項に規定する精神保健指定医をいう。以下同じ。）をして診察をさせなければならない旨規定する。

精神保健福祉法 28 条の 2 は、診察をした指定医は、厚生労働大臣の定める基準に従い、当該診察をした者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を行わなければならない旨規定する。

(3) 精神保健福祉法 29 条 1 項は、都道府県知事は、診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨規定し、同条 2 項は、都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する 2 人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない旨規定する。

(4) 精神保健福祉法 29 条の 4 第 1 項前段は、都道府県知事は、精神保健福祉法 29 条 1 項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至ったときは、直ちに、その者を退院させなければならない旨規定する。

(5) 精神保健福祉法 38 条の 2 第 1 項前段は、措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告（以下「定期病状報告」という。）しなければならない旨規定し、同項後段は、上記事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない旨規定する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号。以下「精神保健福祉法施行規則」という。）19 条 1 項は、精神保健福祉法 38 条の 2 第 1 項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のと

おりとする旨規定し、病名及び過去6月間（入院年月日から起算して6月を経過するまでの間は、過去3月間）の病状又は状態像の経過の概要（精神保健福祉法施行規則19条1項4号）、生活歴及び現病歴（同項6号）、今後の治療方針（同項8号）等とする。

精神保健福祉法施行規則19条2項は、精神保健福祉法38条の2第1項後段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする旨規定し、症状並びに精神保健福祉法施行規則19条1項4号、6号及び8号に掲げる事項とする。

精神保健福祉法施行規則19条3項は、定期病状報告は、精神保健福祉法29条1項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の6月ごとの各月に行わなければならない旨規定する。

- (6) 精神保健福祉法38条の4は、精神科病院に入院中の者又はその家族等は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることができる旨規定する。

精神保健福祉法38条の5第1項は、都道府県知事は、精神保健福祉法38条の4の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない旨規定する。精神保健福祉法38条の5第2項は、精神医療審査会は、審査を求められたときは、当該審査に係る者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない旨規定し、同条5項は、都道府県知事は、通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でない認められた者を退院させ、又は当該精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じなければならない旨規定する。同条6項は、都道府県知事は、精神保健福祉法38条の4の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない旨規定する。

- (7) 精神保健福祉法38条の6第1項は、厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 令和3年9月8日、女性に対する執拗な追従行為を行った審査請求人に対して、警察官がその自宅に赴いたところ、審査請求人は壁を殴り、大声を出して暴れるなどし、警察署への同行後、追従行為の理由を聴取すると「家がどこにあるのか知りたかった。」、「自分もつきまとわれている。監視されている。」等と述べ、審査請求人の携帯電話に同様の追従行為をした画像が複数保存されていたこと等が確認された。これらの事情から、警察官は、審査請求人について、精神障害のために自傷他害のおそれがあると判断し、処分庁に対し、精神保健福祉法23条の規定に基づく通報をした。

(保護通報書)

- (2) 処分庁は、令和3年9月8日、精神保健福祉法27条1項の規定に基づく調査により、審査請求人が指定医による診察を受ける必要があると認めたため、指定医2人に診察をさせたところ、審査請求人が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した。そのため、処分庁は、同日、審査請求人に対し、精神保健福祉法29条1項の規定に基づき、入院措置の決定(本件処分)をし、審査請求人をB病院(以下「本件病院」という。)に入院させ、本件病院において治療を継続している。

(調査書、措置入院に関する各診断書、措置入院決定のお知らせ、移送に際してのお知らせ)

- (3) 審査請求人は、令和3年10月11日、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(4) 審査請求人は、入院後、処分庁に対し、精神保健福祉法38条の4の規定に基づく退院請求をしたが、C精神医療審査会は、審査の結果、引き続き現在の入院形態での入院が適当と認め、処分庁は、令和3年10月28日、審査請求人に対し、その結果を通知した。

(退院等の請求に係る審査結果について(通知)(令和3年10月28日付け))

(5) 本件病院の管理者は、令和3年12月16日、処分庁に対し、審査請求人に係る定期病状報告をし、過去3か月の治療の内容と結果として、妄想性障害が強く疑われ、治療として抗精神病薬の投与を促すものの、服薬及び治療には拒否的な態度が続いており、審査請求人には現在他害のおそれがある等との報告をした。

(措置入院者の定期病状報告書(令和3年12月8日付け))

(6) 処分庁は、令和3年12月20日、精神保健福祉法38条の6第1項の規定に基づき、指定医に審査請求人を診察させたところ、引き続き現在の入院形態での入院が必要と認められるとされた。

(精神科病院在院患者実地審査票)

(7) 審査庁は、令和4年1月27日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

警察の書類は、嘘の内容が多く信用できない。令和3年9月8日に警察が自宅に来た時に、審査請求人は寝ており、母親が部屋のドアをたたき大声で起こしたのが事実であるから、処分庁の説明は間違いである。また、追隨行為と審査請求人が説明したとする「自分もつきまとわれている。監視されている。」とは矛盾しており、審査請求人はそのようなことは言っていない。同日は、携帯電話の中の車のナンバーが写った画像を消すか消さないかの話しかしていない。

また、同日の指定医による診察は、朝から飲まず食わずで警察から執拗な取調べを長時間受け、衰弱していると訴えたにもかかわらず強行され、審査請求人を診察した指定医も、以前行われた措置入院の診察時と同一であると思ったが、偽名を名乗り変装していたため、どこの誰であるか未だに教えてもらえず、不適切であった。このように、警察の執拗な取調べで衰弱していた審査請求人と事実と違う書類を見て判断し、指定医も偽名、変装等をした望ましくない人

物で不適切であったことから、同日の指定医による診察は、指定医等が一方的に有利な状況で独占的に話を進めたものであり、そのやり方や結果に納得ができないため、公正な審査をお願いします。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、おおむね次のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 処分庁は、令和3年9月8日、D警察署長からの通報を受理し、同日に行われた精神保健福祉法27条1項の規定に基づく調査の結果を踏まえて、2人の指定医をして精神保健福祉法28条の2の規定に基づく判定をさせたところ、審査請求人が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致したことから、同日付けで精神保健福祉法29条1項の規定に基づく本件処分をした。
- 2 審査請求人に係る診療録及び看護記録によれば、本件処分開始から弁明時点までの間、主治医及び精神保健指定医並びに病院職員による頻回の診察等が行われているところ、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至った事実は認められず、その他の処遇等についても違法又は不当な点は認められない。
- 3 審査請求人からの精神保健福祉法38条の4の規定に基づく退院等の請求については、C精神医療審査会の審査結果において、引き続き現在の入院形態での入院が適当と認められており、処分庁は、審査請求人に対し、令和3年10月28日付けで上記審査結果を通知している。
また、精神保健福祉法38条の6第1項等の規定に基づく指定医の实地審査においては、処分庁が、令和3年12月20日付けで、指定医に、入院中の審査請求人を診察させ、審査請求人については引き続き現在の入院形態での入院が必要と認めるとの結果が得られている。
- 4 審理手続終結後に提出のあった定期病状報告書（令和3年12月8日付け）においても、同月7日に診察をした指定医により「治療を終えていない現在では他害の恐れがあると考える。」との判定がなされている。
- 5 このように、審査請求人については、本件処分の開始時から継続して入院が必要な状態が続いていると判定されており、本件処分を終了できる状態にあったとは認められない。

- 6 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は見当たらず、本件審査請求には理由がないため棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

- 2 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件においては、令和3年9月8日に入院措置の決定がなされ、同日、審査請求人はB病院に移送され、以来入院措置が継続している。本件処分は継続的事実行為であるから、その適法性、妥当性を判断するに当たっては、入院措置が開始されてから現時点まで入院措置を継続していることについて違法、不当がないかを判断する必要がある。

(2) 関係資料によれば、本件については以下の事実が認められる。

ア 令和3年9月8日に入院措置の決定がなされた際の指定医2人の診察によれば、審査請求人は持続性妄想性障害ないし妄想性障害と診断され、会話、言動はまとまりに欠け、被害妄想がみられ、妄想状態にあって他害のおそれが強い等として、両指定医とも入院措置が必要としている。

(措置入院に関する各診断書)

イ 審査請求人の退院請求に対して、C精神医療審査会が行った審査の結果は、審査請求人の病状は改善が不十分であり、引き続き現在の入院形態での入院が適当と認められるというものであった。

(退院等の請求に係る審査結果について(通知)(令和3年10月28日付け))

ウ 令和3年12月8日付け措置入院者の定期病状報告書によれば、審査請求人は、同月7日に行われた指定医の診察により、主たる精神障害として「妄想性障害」とされ、過去3か月間の治療内容とその結果として「被害妄想の内在を強く疑う状態であるものの、猜疑心、拒絶が強く、状況への説明を促すも事実と食い違う内容を語ることから内界の把握が困難な状態が続いている。」、「服薬ならびに治療には拒否的な態度が続いている。」、「入院前の包丁の帯同や強い興奮などがあり、これらの原因に被害妄想が関与しているのはあきらかであるため、これらの評価・治療を終えていない現在は他害の恐れがある。」等とされた。

(措置入院者の定期病状報告書(令和3年12月8日付け))

エ 令和3年12月20日に実施された指定医による実地審査において、審査請求人は指定医により「統合失調症（自閉症スペクトラム）」と診断され、引き続き現在の入院形態での入院が必要と認められると判定された。

(精神科病院在院患者実地審査票)

オ 審査請求人に係る令和4年1月25日までの診療録及び看護記録によると、投薬を拒否しており、病識も欠如しており、重度の精神障害者として治療の継続が必要とされている。

(措置入院日から令和3年11月10日までの診療録及び看護記録、令和3年11月11日から令和4年1月25日までの診療録及び看護記録)

(3) 以上によれば、審査請求人については、入院措置開始時以降、他人に害を及ぼすおそれが継続しており、現時点においてもその状態は同様であると考えられ、審査請求人について入院措置の決定をし、入院措置を継続している本件処分が違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史